

開発行為における都市計画法第 32 条に基づく同意及び協議適用一覧表(運用参考)

施設種類	32条同意	32条協議	根拠法令等	備 考
道路施設	・既存道路施設の改修 [※] ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・道路施設の新設 ・既存道路の拡幅	道路法 (第24条、32条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・小規模な横断管渠 (ϕ 250以下の個人占用管の場合) ・小規模な床版橋 (幅6m以下の個人占用の場合)
公園・緑地施設	・既存公園施設の改修 ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・公園施設の新設 ・緑地施設の新設	都市公園法 (第6条第1項)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・公園・緑地施設の新設、改修等 のないもの
下水道・排水施設	・既存下水道・排水施設の改修 (移設含む) ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・下水道・排水施設の新設 ・下流側流下能力の改良が必要な 場合 ・雨水流出抑制が必要な場合 ・除外施設(特定施設に限る) の設置が必要な場合	下水道法 (第16条第1項) 道路法 (第32条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・小規模な横断管渠 (ϕ 250以下の個人占用管の場合)
農道・水路施設	・既存農道・水路施設の改修 ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・農道・水路施設の新設・廃止 ・既存農道・水路の拡幅 ・下流側流下能力の改良が必要な 場合	今治市法定外公共用財産 管理条例 (第4条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・小規模な横断管渠 (ϕ 250以下の個人占用管の場合) ・小規模な床版橋 (幅6m以下で個人占用の場合)
河川施設	・既存河川施設の改修 ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・河川施設の新設 ・既存河川の拡幅	河川法 (第24条、32条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・小規模な横断管渠 (ϕ 250以下の個人占用のみの場合)
上水道施設	・既存上水道施設の改修 (移設含む) ・個人施設の占用等 [※] (※自己居住用は不要)	・上水道施設の新設 ・既存上水道施設の配水能力の 改良が必要な場合 ・	水道法 (第5条) 道路法 (第32条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・給水装置の引込み(口径40mm未満) のみの場合
消防水利施設	・既存消防水利施設の有効範 囲の確認 [※] (※自己居住用は不要)	・消防水利施設の新設 (消火栓、防火水槽等)	消防法 (第20条) 水道法 (第24条)	【開発行為事前協議が不要なもの】 ・既存消防水利施設の有効範囲の 確認のみの場合
ごみ置き場施設	—	・ごみ置き場施設の規模・位 置・収集方法の確認 [※] (※自己居住用は不要)		【開発行為事前協議が不要なもの】 ・住居系(共同住宅含む)以外の 建築物
その他の公共施設	・既存公共施設の改修 ・個人施設の占用等	・公共施設の新設等		【必要に応じ開発行為 事前協議を要するもの】 ・海岸保全施設 ・港湾施設 ・漁港施設 等
放流	—	—		・1次放流先の管理者の同意が 必要

(※1. 「32条協議」を行ったものについては、「32条同意」を省略することができる。)

(※2. 「開発事前協議」について備考欄に記載する「開発行為事前協議が不要なもの」該当する場合は省略することができる。)

■都市計画法第 32 条に基づく協議及び帰属・管理の手引き 令和6年7月(抜粋)

【32 同意】

同意を要するもの

①既存の公共施設等(道路、下水道施設、排水施設、農道・水路施設(法定外公共物)、河川施設、上水道施設、消防水利施設 等)の拡幅、改修、占用及び放流する場合等は管理者の同意を得なければならない。

【32 協議】

協議を要するもの

- ①新設の公共施設等(道路施設、公園・緑地施設、下水道施設、排水施設、農道・水路施設(法定 外公共物)、河川施設、上水道施設、消防水利施設、ごみ置き場施設等)について管理予定者(協議の結果開 発者自らが管理する場合も含む)と協議をが必要となります。
- ②開発許可申請に伴い設置される公共施設は、帰属が原則(ごみ置き場施設を除く。)であるが、やむを得ない理由等で帰属できない場合も(市道認定などにより、後に帰属される可能性があるため)管理者となるべき者と協議を行うこととしています。

【開発行為事前協議】

開発許可を申請しようとする者は、許可申請の前に当該開発行為等の計画について、公共施設の適正な配置等関係部局との調整を図るため、「開発行為事前協議書」の提出が必要となります。ただし、以下の開発・建築行為についての「開発行為事前協議書」は不要となります。

- ①主たる用途が自己の居住を目的とするもの。
- ②市街化調整区域になった時点で既に宅地であった土地に、第二種低層住居専用地域内において建築可能な建築物の建築を目的とするもの。
- ③新設及び既設の公共施設等についての管理予定者との管理・帰属についての協議事項が無い開発行為等。

(※小規模な個人占有物件等については「開発行為事前協議」を省略（法 32 条に基づく同意及び協議適用一覧表の備考欄参照）することができる。)